

Ｊアラート新型受信機更新業務委託仕様書

令和 7 年 10 月

阿久根市

目 次

第1章 総則	1
1 適用範囲	1
2 業務の目的	1
3 業務の概要	1
4 構成及び数量	2
5 法令の遵守	2
6 契約の範囲	2
7 提出書類	2
8 検査	3
9 契約不適合責任	3
10 動作確認	3
11 疑義	3
12 技術説明	3
13 特許権の使用責任	3
第2章 共通指定事項	4
1 機器の原則	4
2 環境条件	4
3 電氣的必要条件	4
4 使用部材の条件	4
第3章 機器仕様	5
1 Jアラート新型受信機機能	5
2 性能	5
第4章 現地調整	6
1 機器設定確認	6
2 総合動作試験	6

第1章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、阿久根市（以下「甲」という。）が計画する全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）新型受信機更新業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書の記載事項を遵守して本業務を行うものとする。

2 業務の目的

Jアラートは、消防庁から津波情報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報など、対処に時間的猶予がない事態に関する緊急情報を人工衛星経由で受信して、防災行政無線を自動起動することにより瞬時に伝達するシステムである。

国において、現在運用しているJアラート受信機が導入されてから5年以上が経過し、構成部品の老朽化等に伴う故障件数が増加しており、現行受信機ソフトウェアのサポート期限も令和8年度までとされているため、緊急情報の確実な住民伝達に支障を来すことが懸念されている。

また、気象庁及び国交省において、令和8年度出水期を目処に、防災気象情報全体の体系整理と個々の情報の見直し等を実施し、Jアラートにも反映させることから、現在の受信機では対応できなくなる。

以上のことから、早期の防災気象情報の体系の見直し等を踏まえた運用変更が必要であり、消防庁からも令和7年度末までの整備が求められていることから、新型受信機へ更新するものである。

3 業務の概要

(1) 名称

Jアラート新型受信機更新業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月18日までとする。

(3) 納入場所

阿久根市役所別館2階 放送室

4 構成及び数量

購入対象とする機器の構成及び数量は次のとおりとする。

名 称	数量	備 考
J アラート受信機 (JARS-3000)	1 台	総務省消防庁Jアラート受信機ソフトウェア仕様 書準拠

5 法令の遵守

乙は、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる関係法規等に準拠し、整備すること。

- (1) 電波法及び同法関係規則
- (2) 有線電気通信法及び同法関係規則
- (3) 電気設備に関する技術基準
- (4) 日本工業規格 (JIS)
- (5) 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- (6) 全国瞬時警報システム業務規程 (消防庁)
- (7) その他関係法令、条例、規則等

6 契約の範囲

契約の範囲は、次に掲げる事項のほか、本事業の完成までに必要な関係官庁等への諸手続き及び検収に至るまでの一切とする。また、これらに要する費用は全て契約金額に含むものとする。

- (1) Jアラート新型受信機の納入
- (2) 製品の据付け、動作設定、試験調整
- (3) 防災行政無線システム親局設備との接続、試験調整

7 提出書類

乙は契約後直ちに本仕様書に基づき詳細な打合せを行い、次の書類を甲の指定する期日までに提出すること。

- (1) 納入仕様書・・・・・・・・・・ 2 部
- (2) 取扱説明書・・・・・・・・・・ 2 部
- (3) 試験・検査成績書・・・・・・・・ 2 部
- (4) 施工写真・・・・・・・・・・ 2 部
- (5) 完成図書・・・・・・・・・・ 2 部
- (6) その他必要書類・・・・・・・・ 必要部数

8 検査

検査の内容及び方法等については、甲と乙が打合せの上、行うものとし、検査に要する測定機器及び人員等については、乙において準備するものとする。

9 契約不適合責任

機器引渡の翌日から起算して1年間とし、明らかに設計製作の不備、納入の欠陥不良などに起因すると判断される障害が発生した場合は、乙は速やかに無償で修理又は良品と交換するものとする。

10 動作確認

防災行政無線システムとの連携については、当該機器に熟知したものが動作確認を実施するものとする。

11 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、直ちに甲乙協議の上決定するものとする。

なお、仕様書に示されていない事項であっても、当然必要と認められる事項は乙の責任において実施するものとする。

12 技術説明

乙は、必要に応じて、本設備の運用、保守に必要な説明資料を作成の上、甲に対して必要な技術説明と運用説明を行うこととする。

13 特許権の使用責任

乙は、機器の設計、製作に当たり特許、実用新案その他第三者に対する責任を負うものとする。

第2章 共通指定事項

1 機器の原則

機器は次に掲げる事項を十分満足するものとなるように配慮して行うこと。

- (1) 運用に際して最適の機能を有するものであること。
- (2) 堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであり、維持管理が経済的に行えるものであること。
- (3) 清掃、点検、調整及び修繕が容易に行えるものであり、かつ、これに際しての危険のない構造のものであること。
- (4) 既設 J アラート受信機の設定内容を、新型受信機に正しく移行し、既設システムの運用が変更されることなく新型受信機に入れ替えること。
- (5) 防災行政無線を利用した緊急情報配信が適切になされるよう、既存自動起動装置と新型受信機を確実に接続すること。

2 環境条件

本施設の使用設備は、下記の環境条件でも異常なく機能すること。

- (1) 周囲温度 0℃～+40℃
- (2) 湿度 10%～90%（結露なきこと）

3 電氣的必要条件

- (1) 電気回路には、過電流に対する保護装置又は保護回路を設けること。
- (2) 電源電圧は、定格入力電圧の範囲内で変化しても安定して作動すること。

4 使用部材の条件

新設する各装置に使用する部品、材料はすべて良品、新品を使用し、日本工業規格同等又は同等以上の性能を有すること。

第3章 機器仕様

1 Jアラート新型受信機機能

- (1) Jアラート新型受信機と既設自動起動装置を接続し、防災行政無線を自動的に起動させ、同報系防災行政無線システムを通して地域住民に緊急情報を伝えられるものとする。
- (2) 状況に応じた内容の音声放送を行うため、事前音声書換方式及び即時音声合成方式に対応できるものとする。
- (3) 衛星受信状況の悪化により衛星からのデータ受信が正常に受信出来ない時には自動的に地上系ネットワーク回線(LGWAN又はインターネット)に切り替えてデータ受信を継続できるものとする。
また、地上系ネットワーク回線からは、本受信機の状態監視、緊急情報の到達確認、ソフトウェアのバージョンアップ等のサービスが受けられること。
- (4) 回転灯の点灯/点滅制御及びブザー鳴動制御をできるものとする。
- (5) Jアラートの受信情報の表示や各種設定変更は、ネットワークを介した表示用パソコンからWEBブラウザでできるものとする。
- (6) 音声出力インタフェースにおける警報・注意報名の自動読み上げ機能があること。
- (7) 音声出力インタフェースにおける複数音声設定機能があること。
- (8) 接点制御インタフェースと音声出力インタフェースの連動機能があること。
- (9) 登録音声内容の確認機能があること。

2 性能

- (1) 一般性能
 - ① 構造 : 卓上設置型又は19 インチラックマウント型
 - ② 電源条件 : AC100V 50/60Hz
- (2) 衛星データ受信部
 - ① インタフェース : RF 信号入力、1 ポート
 - ② 受信周波数 : 950~1450MHz
 - ③ コネクタ : F 型 (メス)
 - ④ インピーダンス : 75Ω
- (3) 外部インタフェース
 - ① イーサネット : 100BASE-TX/1000BASE-T RJ45×1 ポート以上
 - ② 接点出力 : 8 出力以上
 - ③ 音声出力 : φ3.5mm ステレオミニジャック

第4章 現地調整

1 機器設定確認

Jアラート連動動作に影響を与える各装置（受信機・自動起動装置・防災無線操作卓）における設定の妥当性を既設メーカーへ確認した上、動作項目別に各装置の設定を記載し完成書類として提出すること。

また、甲による設定変更の指示がある場合は、各装置の設定変更作業を行うこと。

装 置 名	設 定 内 容
J アラート受信機	起動項目別の有効/無効、受信情報種別、緊急情報種別、情報種別、対象地域
自動起動装置	起動項目別の自動/手動、優先度、通報先選択、メッセージ（登録音源）
操作卓	起動項目別の J アラート起動信号

2 総合動作試験

本設備の設置完了後、防災行政無線との総合動作試験により妥当性の確認を行うこと。

その結果を試験成績書にまとめ、甲に提出すること。

なお、屋外拡声子局等への放送試験を実施する場合は、甲の承諾を得て行うものとする。